

株式の分割に関する取締役会決議公告

平成 19 年 9 月 14 日

株 主 各 位

当社は平成 19 年 7 月 4 日開催の取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

- 平成 19 年 10 月 1 日（月曜日）付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割する。
 - 分割により増加する株式数
普通株式 28,850 株
 - 分割の方法
平成 19 年 9 月 30 日（日曜日）〔ただし、当日および前日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成 19 年 9 月 28 日（金曜日）〕を基準日として、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記載された株主の所有株式数を、1 株につき 2 株の割合をもって分割する。
- 発行可能株式総数の増加
平成 19 年 10 月 1 日（月曜日）付けをもって当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を現行の 103,500 株から 103,500 株増加させ、207,000 株とする。

以 上

（お知らせならびにご注意）

- 株式の分割により発行する株券およびご所有株式に関するご案内は、平成 19 年 11 月 20 日（火曜日）にお届出ご住所にお送りする予定です。なお、株券保管振替制度をご利用でない場合、株式の分割により発行する株券がお手許に到着するまでの間は、当該株式のご売却等はできませんので、ご注意ください。（株券保管振替制度ご利用のお手続きにつきましては、お取引の証券会社等にお問合わせください。）
- 株券保管振替制度ご利用の場合は、平成 19 年 10 月 1 日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数の残高が発生し、増加株式の決済が可能となりますが、具体的なお売却の時期および手続き等については、お取引の証券会社にお問合わせください。
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。
- お問合せ先

株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
事務取扱場所	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
お問合せ先	〒135-8722 東京都江東区佐賀一丁目 17 番 7 号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
同取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店